

糸満市有料公園施設の利用料減免規定運用基準

令和 5年 4月 1日改定  
平成28年 5月31日改定  
平成26年10月15日制定

糸満市都市公園条例第24条の規定については、次の基準により運用するものとする。

- 1 次の団体が主催する大会・催し物及び糸満市が誘致する大会に利用する場合は全額免除する。
  - (1) 糸満市
  - (2) 糸満市立こども園、小学校及び中学校
  - (3) 糸満市スポーツ少年団
  - (4) 糸満市体育協会
  
- 2 次の団体及び個人が利用する場合は全額免除する。
  - (1) 糸満市身体障害者協会
  - (2) 市内に在住する障がい者等が利用する場合において身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳及び通所受給者証を提示した場合。ただし、障がい者1名につき介助者1名まで免除とする。また、団体で利用する場合は利用者の半数以上が市内に在住する障がい者である場合はその団体を免除するものとする。
  - (3) 糸満市ゲートボール審判員連盟が南浜ゲートボール場を使用する場合。（管理協定書に基づく）
  
- 3 次の団体及び個人が利用する場合は全体の1/2を減免する。ただし、それぞれの事由が確認できる資料等を申請時に確認できる場合に限る。
  - (1) 糸満市が共催する大会等に利用する場合
  - (2) 市外の身体障害者が利用する場合
  - (3) 市内小・中学生が指導者に引率されて部活に利用する場合  
※指導者とは、教職員又は学校長が任命したもの
  - (4) 都市公園法第5条により許可を受けた公園施設設置者が南浜公園多目的広場を使用する場合（南浜公園多目的広場における公園施設の設置、管理及び仕様に関する覚書に基づく）
  - (5) 建設課が減免を必要と認めた場合
  
- 4 スポーツ少年団がそれぞれ登録されている競技の練習に利用する場合は施設利用料、器具及び照明使用料の負担を1/3とする。
  
- 5 次の団体及び個人が練習に利用する場合は全額免除する。
  - (1) 糸満市体育協会の選抜によって市群対抗大会等に出場する選手が利用する場合  
※練習の期間は、大会3カ月前から大会前日までとする。
  - (2) 糸満市内の小学校、及び中学校の児童生徒が教育上の目的のため、下記の大会練習で指導者に引率されて利用する場合  
糸満市小中学校陸上選手権大会 ・ 島尻地区中学校陸上競技大会  
糸満地区小学校陸上競技大会  
※練習の期間は、大会2カ月前から大会前日までとする。
  - (3) 糸満市内の小学校、及び中学校の児童生徒が教育上の目的のため、下記の大会の練習で指導者及び責任者に引率されて利用する場合。  
島尻地区中学校駅伝競技大会 ・ 糸満市少年少女駅伝大会  
※（練習の期間は、大会1カ月前から大会前日とする。）

## 別紙 7

6 1～3の減免については、入場料を徴収する場合及びその団体の職員のみを対象とした大会等に利用する場合は該当しない。

※大会等とは、その団体の年間行事として予算措置がなされており、大会要綱等に基づき開催されるスポーツ競技大会等及び催し物をいう。